

地独法特有の会計処理：資産見返負債の戻入について

I 資産見返負債戻入が地独法会計に導入された考え方について

1. 地方独立行政法人の場合、その公共的性格から費用に対応する収益が必ずしも存在するとは限らない。したがって減価償却をすることにより大幅な赤字に陥る可能性があり、その結果、不効率な運営による赤字であるのか、あるいは減価償却による赤字であるのか、評価が困難になってしまう。

II 資産見返負債戻入の会計処理方法について

1. 運営費負担金・補助金・寄附金などを財源として資産を取得した場合、減価償却費に見合う収益の計上を減価償却費と同時に計上することを可能にするために、財源別に会計処理を区分し、結果として予定通りの業務達成の場合には損益が均衡するような仕組みとなっている。
2. 業務の対価として獲得した財源と、運営費負担金・補助金・寄附金などの財源では、損益計算書に与える影響が異なるため、固定資産の取得の会計処理をそれぞれの財源の性格にあわせて行う仕組みとなっている。これにより、法人の適切な業績評価が可能になる。

III 一例を挙げると、

決算にあたり、補助金を財源として取得した管理棟（建物）の減価償却を実施した。計算の結果、減価償却は100であった。なお、この他、運営費負担金による収益が1,000、費用（すべて人件費）が1,000あり、与えられた運営費負担金を使用して業務を全うした。

① 公営企業の経理処理の場合（損益）

（旧桑名市民病院の会計処理）

損益計算書	人件費	1,000
	減価償却費	100
	費用計	1,100
	運営費負担金	1,000
	収益計	1,000
	損益	△100

②地独法の経理処理の場合（損益）

損益計算書	人件費	1,000
	減価償却費	100
	費用計	1,100
	運営費負担金	1,000
	資産見返補助金等戻入	100
	収益計	1,100
損益	0	

〈損益計算書の勘定科目上の位置づけ〉

科目名	区分
資産見返運営費負担金戻入	市からの運営費負担金により取得した固定資産の当該事業年度の減価償却相当額
資産見返補助金等戻入	国、県、市などからの補助金等により取得した固定資産の当該事業年度の減価償却相当額
資産見返寄附金等戻入	地方独法の設立時に旧平田循環器病院からの寄附により取得した固定資産の当該事業年度の減価償却相当額
資産見返物品受贈額戻入	地方独法の設立時に市から譲与を受けた（旧桑名市民病院所属の）固定資産の当該事業年度の減価償却相当額